

社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
報告者： 小笠原

研修テーマ	ステップアップ研修 登記、供託、担保、取り消し
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	愛知県弁護士会館 5階 ホール
受講期間	2016.3.24 (木) 13:30-16:00
研修内容	<p>1 不動産登記 申請書の添付書類として、登記識別情報が必要だが、提供できない場合は、事前通知制度か資格代理人による本人確認情報を提供する。</p> <p>2 商業登記 【株式・資本区】発行株式に譲渡制限を付している場合、その会社は公式会社でない会社(非公式会社)となる。公開会社と非公開会社とは取締役の任期の上限が2年と10年と違ってくる。 【役員区】「重任」は任期満了と同時に再任され役員に就任したこと、「就任」「辞任」「解任」「退任(任期満了で辞めること)」「死亡」などがある。</p> <p>3 供託 ・弁済供託(受領拒否、受領不能、債権者不確知)・保証供託・執行供託(権利供託、義務供託、混合供託)</p> <p>4 担保取消 ・本案訴訟で完全勝利判決確定・本案訴訟での完全勝利和解・請求認諾・その他仮執行の担保・仮執行免脱の担保・強制執行停止等の担保等 ・担保取戻 ・解放金取戻</p>
研修の成果及び感想	<p>前半の登記については司法書士の講義で登記業務の実務的な内容でしたが、見聞きしたことがある書面やお話で、参考になりました。 後半の供託・担保取消は事務職員の講義で、常日頃、難しいと感じていたことを、わかりやすくご説明いただきました。</p>
添付資料	2014年度事務職員能力認定制度応用研修教材⑥第6回登記・供託・担保取消
受講者	矢野、小笠原